

(仮称)西能登ウィンドファーム計画段階環境配慮書に係る環境保全上の意見

1 総括的事項

- (1) 事業実施想定区域として本市門前町から志賀町富来を設定しているが、本市を含む能登地域は、その土地の環境を生かした伝統的な農業・農法や生物多様性が守られた土地利用、農村文化や農業景観などが一体となって維持保全が図られてきたことにより、自然と調和した農林水産業と人の営みが育んだ「能登の里山里海」として世界農業遺産に認定されている。このような地域特性を十分に踏まえ、観光を含む地域資源の保全に最大限配慮した事業計画とすること。
- (2) 現時点での事業実施想定区域については、重大な環境影響の回避・低減を行った区域として、想定する風力発電機の設置範囲及び改変が想定される範囲を包含するよう設定しているとのことであり、今後の手続きにおいて環境影響の回避・低減を考慮して区域の絞り込みを行うとのことであるが、絞り込みの検討を行うにあたっての各環境要素における調査・予測の手法及び評価の指標については、周辺の自然環境や生活環境、土地利用の状況等を十分に踏まえ、必要に応じて専門家から助言を得るなどして適切に設定するとともに、その設定根拠について詳細に示すこと。
- (3) 事業を実施するにあたっては、事業実施想定区域及びその周辺地域の住民や地権者、農業及び林業従事者等の事業を営む者等（以下「周辺住民等」という。）の理解が必要であり、事業計画や事業実施に伴う環境影響の程度について、説明会やその他の手法により積極的に情報提供を行うとともに、適切に意見を聴取して事業計画に反映すること。

2 個別的事項

(1) 大気質

事業実施に伴う工事及び工事関係車両の走行等による粉じん、窒素酸化物等による環境への影響が懸念されることから、工事計画については資機材の運搬経路も含め周辺住民等に十分に配慮したものとすること。

(2) 騒音

事業実施想定区域周辺には、住宅が多数存在し、また、学校や福祉施設等の特に配慮が必要な施設が複数存在しており、風力発電施設の稼働に伴って発生する騒音による環境への影響が懸念される。事業実施区域の設定にあたっては、専門家から助言を得るなどして環境への影響の程度について適切な方法により調査・予測及び評価を行い、環境への影響を回避又は十分に低減ができない場合は、事業実施区域の見直しや絞り込みを行い、可能な限り風力発電施設と住宅等との離隔を確保した事業計画とすること。また、環境への影響を回避又は十分に低減できるとして事業実施区域を設定する場合は、その設定根拠について詳細かつ一般に分かりやすく示すこと。

### (3) 水

事業実施に伴う土地の改変等による地下水への影響や濁水の発生について、適切な方法により調査・予測及び評価を行い、湧水や井戸、河川水に影響を及ぼすことがないよう、適切な環境保全措置を検討すること。

### (4) 地形地質

事業実施想定区域周辺には、多くの土砂災害危険箇所が存在しており、風力発電施設の設置及び資機材の運搬路整備等に伴う森林の伐開、土地の改変により、土砂災害を誘発することがないよう、適切な方法により調査・予測及び評価を行い、その結果を事業計画に適切に反映すること。

### (5) 動植物・生態系

事業実施に伴う動植物・生態系への影響が、事業実施想定区域周辺にも及ぶ可能性があることなどを踏まえ、専門家から助言を得るなどして、十分な範囲、期間において調査・予測及び評価を行い、その結果を事業計画に適切に反映すること。

### (6) 風力発電施設の影

事業実施想定区域周辺には、複数の集落があり、風力発電施設の設置位置の検討にあたっては、その影による環境への影響を適切に調査・予測及び評価を行い、農用地や住宅等への影響を回避又は十分に低減できることを具体的に示すこと。

### (7) 景観

国道249号から2km以内の範囲は、景観法に基づく輪島市景観計画における景観形成重要地域であり、風力発電施設の設置には十分に配慮すること。特に、門前町黒島町は重要伝統的建造物群保存地区に選定されている地区であり、その背後に風力発電施設が設置されると、景観に大きな影響があると考えられることから、適切な方法により、調査・予測及び評価を実施し、その結果を風力発電施設の配置の検討に反映し、景観への影響を回避又は十分に低減すること。また、主要な眺望点や別荘地「まんだら村（門前町大生地内）」を含む風力発電施設に近接する集落、国道249号等の主要な地点からのフォトモンタージュを作成し一般に分かりやすく示すこと。

### (8) 文化財

事業実施想定区域内の工事予定箇所等については、事前に本市教育委員会の確認を受けること。埋蔵文化財包蔵地及びその可能性のある地点においては、工事着工に先立って慎重に調査を実施し、埋蔵文化財への影響の有無について確認をすること。また、調査により埋蔵文化財に影響があると確認された地点については、本市教育委員会と協議しながら、必要に応じて記録を保存するための詳細な発掘調査を行うこと。

(9) 生産活動等

事業実施にあたっては、資機材の運搬等に能登外浦広域農道を利用すると想定されるが、農業及び林業従事者や一般利用者の安全な通行や路面の損耗に十分に配慮した事業計画とすること。また、事業実施想定区域及びその周辺に存在する農用地及び山林について、その生産活動への影響を回避又は十分に低減できるような事業計画とすること。特に一部区域については、営農活動をより促進するため、農業環境を保全すべきとして定めている農用地区域が含まれており、営農条件が悪化しないよう十分に配慮すること。

以上